

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

資金繰り支援内容一覧 <<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>>

1. 融資（最長 5 年間元本返済不要、金利負担実質ゼロ、担保不要）

- ①日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付
業況が悪化（売上高 5 % 減以上）した事業者に対する融資枠別枠の創設。
【連絡先】事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 休日相談窓口：0120-327-790
- ②商工組合中央金庫による危機対応融資
【連絡先】0120-542-711（平日・休日共通）
- ③日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付＜限度額 7.2 億円＞
外的要因により、一時的に業況が悪化した事業者向け融資において、要件「売上高 5 % 減」といった数値目標を緩和。
- ④生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
（生活同業組合員向けの追加枠） ・衛生環境激変対策特別貸付
別枠 飲食業 1,000 万円 旅館業 3,000 万円
・生活衛生改善貸付 別枠 1,000 万円
- ⑤特別利子補給制度（①～④の制度を実質無利子化する制度）
【①、③～⑤相談窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 休日相談窓口：0120-327-790
【全般相談窓口】中小企業金融相談窓口：0570-783183（平日、休日共通）
- ⑥上記①、②について既往債務の借換も可能として、実質無利子化（実質無利子化の限度額 1 億円／借換限度額 3 億円）

[以下 6 月 26 日追加]

令和 2 年度第 2 次補正予算を受け、日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）と商工組合中央金庫（危機対応融資）による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が拡充。

上記①、②については限度額 3 億円⇒6 億円（低減利率については限度額 1 億円⇒2 億円）、
上記④については限度額 6,000 万円⇒8,000 万円となります。

【日本政策金融公庫 Q&A（中小企業事業）】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/seidokakujyu_faq_t_2.pdf

【日本政策金融公庫 Q&A（国民生活事業）】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/seidokakujyu_faq_m_2.pdf

2. 信用保証

- ①セーフティネット保証 4 号・5 号（一般保証枠 2.8 億円と別枠で保証枠 2.8 億円を設定）
※セーフティネット貸付要件も緩和済み。
- ②危機関連保証（一般保証枠と別枠で保証枠 2.8 億円）
【①、②相談窓口】東京信用保証協会（最寄の支店が窓口となります）
⇒https://www.cgc-tokyo.or.jp/cgc_covid-19_info_2020-3.pdf
（本店内）八重洲支店 03-3272-3151 ※休日相談窓口：03-3272-3002

3. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の金利引下げ

【相談窓口】日本政策金融公庫の本支店または最寄の商工会・商工会議所

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

4. 各市区等の支援

①特別融資

新宿区の場合は商工業緊急資金の斡旋（限度額 500 万円／無利子）

【相談窓口】産業振興課産業振興係（新宿区の場合）03-3344-0702

②個人向資金貸付（以下は新宿区の場合）

◇緊急小口資金（生計維持貸付を必要とする世帯／限度額 10 万円／無利子）

◇総合支援資金（日常生活維持の困難世帯／限度額月 20 万円／無利子）

【相談窓口】新宿区社会福祉協議会：03-5273-3546

東京都社会福祉協議会：<https://www.tcsww.tvac.or.jp/>

5. 民間金融機関の無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・保証料減免する個人事業主、中小企業向け融資スキームを創設

※信用保証付きの既往債務の借換可能

【相談窓口】中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

[以下 6 月 26 日追加]

令和 2 年度第 2 次補正予算を受け、限度額 3,000 万円⇒4,000 万円

6. 持続化給付金

特に大きな影響（前年同月比売上減 50%以上等）を受けている事業者に対して、事業全般に幅広く使える給付金の支給（法人 200 万円以内、個人事業主 100 万円以内）

【相談窓口】中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

持続化給付金に関するお知らせ（経済産業省）：

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

5 月 1 日（金）より申請開始。Web 上での申請「電子申請」を基本とし、電子申請を行うことが困難な人向けにも、「申請サポート会場」を開設する予定。申請及び詳細は下記 HP から。

「持続化給付金」事務局ホームページ⇒ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

なお、スマートフォンをお持ちの方は、下記 QR コード「経済産業省 新型コロナウイルス感染症 事業者サポート 公式 LINE アカウント」を読み取り、追加いただくと、パンフレットに掲載されている情報をキーワード検索で簡単に検索できます。最新情報も随時配信中。

「経済産業省 新型コロナウイルス感染症 事業者サポート

公式 LINE アカウント」QR⇒



※持続化給付金事業 コールセンター（相談ダイヤル）0120-115-570

[以下 6 月 26 日追加]

6 月 29 日（月）より、これまで対象ではなかった、以下の事業者が新たに対象となります。

・主たる収入を「雑所得」「給与所得」で確定申告した個人事業主。

・2020 年 1 月～3 月の間に創業した事業者。

※どちらのケースも収入が「50%以上減少」していることが条件。申請書類が従来のものと異なるため、下記 URL でご確認ください。

【持続化給付金事務事業運営サイト】<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf>

7. 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少（最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上）した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長等の貸付要件の緩和。貸付限度額：2000 万円以内（納付した掛金総額 7～9 割の範囲内）

【相談窓口】（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

8. 【以下 6 月 26 日追加】令和 2 年度第 2 次補正予算等の概要

上記 1 ～ 7 の金融支援策については、令和 2 年度第 2 次補正予算を受け、内容が拡充されているため、詳細は下記 URL 経済産業省 HP「補正予算等の概要」をご確認ください。

【補正予算等の概要】https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei2.html

経営環境の整備

1. 雇用調整助成金の特例措置

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

4 月 1 日から 6 月 30 日まで緊急対応期間として全国で特例措置（要件緩和・対象拡大・助成率アップ・計画届事後提出期間の延長）を実施

【厚労省 HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【相談窓口】東京労働局 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/coronaviruskankei.html

ハローワーク助成金事務センター 03-5337-7418

雇用調整助成金の申請手続きの更なる簡素化について（助成額の算定方法の簡略化）

【厚労省 HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030.html

[以下 5 月 19 日追加]

・小規模事業主の方について、支給申請がより簡単になりました。詳しくは、以下の URL をご確認ください。

【厚労省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

・申請方式に「雇用調整助成金オンライン受付システム」が加わります（令和 2 年 5 月 20 日から）。

【厚労省 HP】<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631527.pdf>

[以下 6 月 16 日追加]

・雇用調整助成金の 1 人 1 日あたり助成額の上限額が 8,330 円から 15,000 円になりました。

・解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則 9/10（一定要件を満たす場合は 10/10 など）となっていました、一律 10/10 になりました。

・上記 2 点については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、令和 2 年 4 月 1 日に遡って適用となります。

【厚労省 HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

[以下 7 月 9 日追加]

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止措置の影響により、令和 2 年 4 月 1 日～9 月 30 日の間に休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払がなかった者に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給（1 日当たり 11,000 円が上限）。

【厚労省 HP】<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け：小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金制度）

【2、3 の相談窓口】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：

0120-60-3999（9～21 日 土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

4. 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業

[以下6月19日追加]

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「①雇用調整助成金」や「②新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」等を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む中小企業等に奨励金を支給（交付金額10万円）。

※要①②支給決定通知書、東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

【東京都 TOKYO はたらくネット】

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

5. 休業や労働時間変更への対応

【厚労省 HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

6. 厚生年金保険料等の猶予および特例制度

①一定の要件に該当する場合、納付期限から6ヶ月以内に申請し、換価の猶予が認められる

【相談窓口】最寄りの年金事務所 徴収担当

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

[以下7月6日追加]

②新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

7. 税務申告・納付期限の延長

①申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税を4月16日（木）まで延長

②①に伴い振替日についても所得税は5月15日、消費税は5月19日まで延長

【国税庁 HP】<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>

【相談窓口】各税務署

[以下6月2日追加]

「確定申告期限の柔軟な取り扱い（5月29日更新）」

新型コロナウイルス感染拡大により外出を控えるなど、令和2年4月16日（木）の期限までに申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、同年4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける。※申告書に余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記して提出する他、e-taxの場合は所定の欄にその旨を入力することで可。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

8. 国税、地方税の猶予制度※各種支援施策が今後予定されており、定期的な閲覧が必要です。

【国税庁 HP】https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【東京都主税局 HP】https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus_leaf.pdf

【財務省 特設 HP】https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

[以下8月25日追加]

上記財務省特設 HP「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」には、猶予制度以外にも、①「消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」や②「欠損金の繰戻しによる還付の特例」等の制度がある。

※①課税期間開始後でも、消費税の課税事業者を選択（やめる）ができる②原則に加え、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額については資本金1億円超から10億円以下の法人にも適用

①https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf

②https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

9. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

[以下 6 月 19 日追加]

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の 2021 年度の固定資産税および都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは 2 分の 1 とする。

【総務省 HP】https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

【東京都新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ HP】

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/service/EPLnJNOnTzaZJ6fjJzMrbw>

10. 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

感染症の拡大防止対策でテレワークを導入する場合、その機器・ソフト等の導入費用を助成

補助金額：最大 250 万円 補助率 100% ※2020TDM 推進プロジェクト参加要

【相談窓口】東京しごと財団 雇用環境整備課 <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/>

※テレワークの助成金についてはその他類似施策があるため参照下さい。

[以下 6 月 2 日追加]

申請受付が 6 月 1 日締め切りから 7 月 31 日締め切りに延長されました。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/kinkyutaisaku.html>

→申請受付は 7 月 31 日終了したもの、実施期間（完了期日）が 12 月 31 日までとなり、報告期限も令和 3 年 2 月 1 日まで延長となりました。

11. [以下 7 月 6 日追加]家賃支援給付金

5 月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給。

法人：最大 600 万円 個人事業者：最大 300 万円

【相談窓口】家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930（平日・土日祝日 8:30～19:00）

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

12. [以下 8 月 25 日追加]感染症 B C P 作成支援ツールのご案内

2 つのツール（以下①パーツと②設計図→東法連 HP 会員専用ページ内「新型コロナウイルス感染症関連施策一覧」を参照）により「感染症 BCP」が完成します

①感染症対応マニュアル＜BCP ひな型＞ + 感染症対応マニュアル＜様式集＞

②作成の手引き＜解説書＞

各種ご相談（BCP の作成について、感染症対策関連、BCP 策定ワークショップ）もお受けする窓口も設定いたしました。

【相談窓口】三井住友海上 広域法人部 営業第 2 課 担当：藤田

TEL：03-3259-6693 e-mail：t.fujita@ms-ins.com

コロナ対策解説支援アニメ（by SDGs 支援機構）

1. 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付＜限度額 3 億円＞

【SDGs チャンネル】：<https://www.youtube.com/watch?v=JPqHHZvzuO8>

2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け：小学校等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金制度）※厚生労働省

【SDGs チャンネル】：<https://www.youtube.com/watch?v=2KYyG1OJAES>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

4. 個人向資金貸付（市区町村の社会福祉協議会）

◇緊急小口資金（生計維持貸付を必要とする世帯／限度額 10 万円／無利子）

◇総合支援資金（日常生活維持の困難世帯／限度額月 20 万円／無利子）

【SDGs チャンネル】：<https://www.youtube.com/watch?v=UHHOg5mX7Y>

5. 上記含むその他施策集約

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLQK0pRSh9-dU4KcEUszXHSrXrN5y-KUYp>

[4 月 22 日追加]

新型コロナウイルス対策 WEB セミナー→



【MS】.ppt

[4 月 22 日追加]

新型コロナウイルス中国関連リスクニュース（上海）→



チャイナリスク.pdf

[4 月 22 日追加]

テレワークにおけるセキュリティ上の留意点 →



サイバーセキュリティ.pdf

[4 月 22 日追加]

新型コロナウイルス感染症対策ガイドブック →



ガイドブック.pdf

[6 月 26 日追加] 新型コロナウイルス対策 WEB セミナー（マネーフォワード社）

MF クラウド会計「持続化給付金予測機能」等について→



マネーフォワードセミナー案内.pdf

東京都「新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」

東京都「新型コロナ感染症 支援情報ナビ」

[以下 5 月 7 日追加]

東京都は 5 月 5 日（火）、新型コロナウイルスの影響を受けている企業や個人向けの支援策を探ることができるサイト、「新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」を開設。

スマートフォンや PC から、選択式の質問に回答するだけで、状況に応じた支援制度を検索可能。都民が利用できる制度を、ニーズに応じた分類とともに一覧で見たり、キーワード検索したりできる。

「新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」⇒<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

吉本芸人「さんきゅう倉田」氏によるコロナ対策支援動画

吉本芸人「さんきゅう倉田」氏によるコロナ対策支援動画

[以下 5 月 25 日追加]

「持続化給付金」や「雇用調整助成金」等の、新型コロナウイルス感染症対策支援策を必要としている事業者の方に概要をわかりやすく伝えるため、元国税局職員の吉本芸人「さんきゅう倉田」氏による 4 分程度の当該支援策説明動画を作成。

「吉本芸人「さんきゅう倉田」氏によるコロナ対策支援動画」⇒ <https://youtu.be/JwIIbdnjbsI>

リンク集

リンク集

①全国法人会総連合：<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.htm>

②日本政策金融公庫：https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

③商工中金：<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

④全国信用保証協会連合会：<https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける法人会会員の皆様へ（8/25 現在）

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

⑤全国地方銀行協会：<https://www.chiginkyo.or.jp/index.php>

⑥第二地方銀行協会：<https://www.dainichiginkyo.or.jp/>

⑦全国信用金庫協会：<https://www.shinkin.org/shinkin/>

⑧一般社団法人 SDGs 支援機構（アニメーションによる各種支援策紹介）：

https://youtube.com/channel/UC340A5ArSJSnbBgZ3A6NfRw?sub_confirmation=1

[以下 5 月 29 日追加]

⑨税務研究会『税理士必見・コロナ支援策の活用と中小企業の生き残り戦略を考える』講師・アクタス税理士法人 代表社員 税理士 加藤幸人（youtube）：<https://youtu.be/4bKZKNzGqbg>

[以下 6 月 4 日追加]

⑩協坂税務会計事務所『NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人などの非営利法人が持続化給付金を申請する場合の注意点』講師・税理士 協坂誠也（youtube）：<https://www.youtube.com/watch?v=bdsVZdXy0Ys>

[以下 5 月 19 日追加]

経営支援サービス（東法連 HP リンク集）より抜粋

①株主総会：<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews273.pdf>

②外国人技能実習生：<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews272.pdf>

③厚生年金猶予：<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews271.pdf>

④テレワーク導入支援：<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews270.pdf>

[以下 5 月 25 日追加]

⑤新型コロナウイルス対策 WEB セミナー（「感染予防策」や「感染症 BCP の基本的な考え方」）：
<https://www.smartstream.jp/ms/index.html>（ID: movie ・パスワード: msadMS）

法人会の制度（売掛債権の保全）

貸倒保証制度：<http://www.mskhoken.com/houjin/>